

裁判員経験者意見交換会議事録（令和元年10月7日開催）

司会者：本日はお忙しい中，裁判員等経験者意見交換会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。国民の皆様のお協力のおかげで，裁判員制度はおおむね順調に運営され，10周年を迎えました。この制度をさらに定着させ，より良いものにしていくためには，裁判員，補充裁判員を経験された皆様から本日率直な意見を伺って，今後の運用に生かしていくことが必要となります。忌憚のない御意見をお願いいたします。

私は，本日の司会を務めさせていただきます武田と申します。これまで7年にわたって裁判員裁判事件で裁判長として関わってまいりました。裁判員，補充裁判員の方から，これまでも社会経験に根差した多様な，貴重な御意見をいただけてきました。この意見交換会でも，裁判員裁判のキャッチフレーズである「私の視点、私の感覚、私の言葉」で発言していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

岩崎検察官：大阪地方検察庁堺支部検察官の岩崎と申します。公判事件を今年度から担当しており，裁判員裁判事件も何件か経験させていただいております。よろしくお願いいたします。

櫻井裁判官：大阪地方裁判所堺支部裁判官の櫻井です。刑事裁判事件，裁判員裁判事件については5年半くらいの経験があります。多数の事件を裁判員の方々とともに審理してまいりました。今回は忌憚のない御意見を賜れば良いと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

知花弁護士：大阪弁護士会所属弁護士の知花鷹一郎と申します。裁判員裁判事件は2件ほど，これまでに経験をしております。普段は裁判員や補充裁判員の方々の声はなかなかお聞きできないので，本日は楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：まず最初に，裁判員や補充裁判員として裁判に参加していただきました御感想についてお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 1：まず私のときは裁判員が6人とも全員男性の方だったのです。

私自身は、女性が3人、男性が3人という形が良いと思いました。次に、私が参加させてもらった事件は、性的被害を受けた女性がいる裁判だったのです。その女性が裁判所に来て、こういう被害に遭った、こういうようなことをされたと法廷でみんなの前で言ったのですが、このような方法ではなく、何か他に方法があったのではないかと、そのときに思いました。被害を受けた女性の方も、かなり辛い思いをして、裁判所で証言していると思うので、私は、そのような方法をすぐにでも改めてほしいと思っています。別室や自宅からでもできると思うので。被害に遭った女性が、警察の取調べの段階も含めて、本当にしゃべりやすい環境というのを作っていただきたいと思っています。

司会者：1番の方が担当された事件の中には、深刻な性的被害を受けた女性が含まれていました。その女性の証人尋問があったのですね。

裁判員経験者 1：はい。

裁判員経験者 2：私も、1番の方が言われたことと同じ感想を持ちました。そして、その他の感想になります。私は今回初めて裁判員をさせていただいたのですが、裁判長とか裁判所の職員の方と接して、裁判所は何と良い職場なんだろうと思いました。皆さん優しく、それでいて、特に自分のことを自慢するわけでもない。真摯に事件に向き合い、その上で私たちの意見を丁寧に取り上げてくださる、それらの様子がすごく良かった。私も結構仕事はしていたのですが、こんな職場は初めてだな、と思いました。裁判が終わったときもどうだったかを聞かれたのですが、そのときも裁判長や裁判所の職員の方が皆すごく人が良いので、私はすごく感心したというような話をさせていただきました。

裁判員経験者 3：まさか私が裁判員になるとは思わなかったのですが、せっかくこのように裁判員になる機会をいただいたので、4日間だったのですが、参加させていただきました。そして、私が参加した事件は本当に身近に起こるようなものであり、いろいろ意見が分かれるような事件でした。実際、各裁判員の意見を聴いて、年代が異なると物の見方や考え方も違ってくるということを改

めて感じました。ですから、この裁判員制度ができたとき、いろいろな人のいろいろな考え方を裁判に反映させるという目的だったと思うのですが、一般の人でもやはりいろいろな考え方があるというのが裁判員を経験して分かったので、裁判員制度というのは、私的には良い制度だなと実感しました。また、裁判員を経験して、私もいろいろ勉強をしなければならぬと思ひ、いろいろなことに関心を持つようにもなりました。テレビを見たり、マスコミの記事を読むときにも、見方が少し変わったかなと思います。良い勉強をさせてもらったと思っております。ありがとうございました。

司会者：3番の方が担当されたのは、脳梗塞で寝たきりになった奥さんを首を絞めて殺そうとし、その後、自殺を図ったのですが、自殺もできず、幸いにも奥さんも亡くならなかった、という事件でしたね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：そして、いろんな世代の方の、いろんな視点からの意見が判決に反映できたと、そのようなところがやはり裁判員裁判として良い点ではないかと思うわけですね。

裁判員経験者3：はい。

裁判員経験者4：私も裁判員裁判に初めて参加させてもらいましたが、最初はまさか自分に回ってくるとは思っていませんでした。そして、私も、どのようなものかなと思ひ参加させていただきました。私の担当した事件も女性に対してのものでしたが、もし自分が被害者だったらということを考えました。裁判員として裁判に参加している3日間いろいろ考えましたが、このような制度があつてやはり良いのではないかと思ひました。

司会者：4番の方が担当された事件は、深夜に路上で背後から抱きついて性的行為を行った、という事件でしたね。女性としてこの事件を担当してみて、何か思うところはあつたのではないのでしょうか。

裁判員経験者4：はい。自分がもし被害に遭ったら、ということを考えました。

裁判員経験者5：裁判員に選ばれて、率直にいうとやはり少し面白かったです。

語弊があったらいけないのですが、やはり自分の全く知らない世界のことなので、本当に興味を持ちました。もちろん責任感も持っていたのですが、面白かったというのが率直な感想です。

司会者：どの辺りが面白かったのでしょうか。

裁判員経験者 5：これまで法廷に入ったことも全くなく、全てが初めてのことだったのと、関係者や公判で出てくる方々についても、こんな人がいるんだと感じました。全てが自分の知らない世界のことだったので、面白かったです。

司会者：5番の方の事件は、私が裁判長を務めた事件です。包丁で内妻を複数回刺して殺害して、その子供さんも同じように包丁で刺し、子供さんについては、6週間のけがを負わせたに止まった、という非常に重たい事件を担当していただきました。

6番の方も、5番の方と同じ事件を担当していただきましたので、感想をお聞かせください。

裁判員経験者 6：まず率直な感想としては、裁判官の方たちがすごく気を遣ってくれている、気を遣い過ぎるくらい遣ってくれていたと思います。

また、裁判員の年齢等がばらばらで、いろんな人がいたので、いろんな人の意見が聞けて、勉強になったと思います。

その他は、多くの証人の方が裁判に参加してくれたのですが、事件が1年か、2年くらい前の事件だったので、もう少し早く裁判ができれば良かったかなと思いました。そうであれば、証人の方々も、もっと思い出したりして、いろんな証言が聞けたのではないかと思います。事件と裁判との間が、少し空き過ぎた、というのが私の意見です。

司会者：この事件では、確かに重要な証人が「記憶がないです。」とか「覚えていないです。」と証言していたかと思います。本日この意見交換会に参加されている方の中には同じような経験をされた方もいらっしゃるかと思いますが、これについては審理の分かりやすさというテーマのところ、改めて伺いたいと思います。

裁判員経験者 7：私も裁判員裁判で初めて裁判所に来たときは、好奇心いっぱい
で、楽しそうなものに当たったなという、少し浮き浮きとした気持ちでした。
しかし、実際、公判が始まると、被告人の人生がかかっているんだなというの
をすごくひしひしと感じ、来るたびに、だんだん気持ちが重くなっていきまし
た。他の裁判員の方は、私と同じく女性ばかりで、年代も似たような方ばかり
でした。それでも、様々な意見が出たのでいろんな考えの人がいるというのを
本当に改めて実感しました。すごく良い経験をしました。その他、自分も子育
てをする上で、気を付けないといけないと思いました。息子の友達関係がこじ
れて事件になってしまったというものだったので、本当に自分もしっかりしな
いといけないと思いました。ぴしっと気持ちが引き締まりました。

司会者：7番の方に担当していただいた事件は、主犯格の人物がいて、被告人が
一緒にやったといえるのか、それとも、手伝っただけなのかという、非常に難
しい問題についての評議だったと思います。裁判員にはやはりいろんな人がい
て、いろんな視点からの意見があり、それによって、最終的な結論に至るとい
うことで、そこに判断の深みができるのではないかと思います。

本日のテーマに入ります。まず最初に、審理の分かりやすさ、すなわち、当
事者の主張立証の分かりやすさについて御意見をいただきたいと思います。裁
判員裁判は、一般の国民の皆様が審理に参加していただく制度なので、法廷で
見聞きして分かる主張立証、審理が求められています。皆様が担当された事件
では、そのような審理がなされたのでしょうか。審理を順を追って、御意見を伺
います。

まず、冒頭陳述について伺います。審理では、検察官が犯罪事実を読み上げ
て、その後、検察官と弁護人が冒頭陳述をして、それぞれの立場から事件につ
いての見方や証拠調べのポイントについて説明があったと思います。また、そ
の際、検察官と弁護人のそれぞれから、その説明を記載した書面が配られたと
思います。検察官、弁護人の説明やメモの内容は、皆様にとって分かりやすい
ものだったのでしょうか。その後、実際の証拠を見ていただく中で、概要として

役立つものだったでしょうか。冒頭陳述についての御意見，御感想を伺います。

検察官，弁護士，双方の配られた書面を見て，印象はいかがでしたか。分かりやすかったでしょうか。それとも分かりづらかったでしょうか。

裁判員経験者 3：私が担当したのは身近にあるような介護に関する事案で，介護の問題は大変な問題ですが，その説明に対しては，分かりやすく，理解できたと思います。

司会者：3番の方の担当された事件は，争いがなかった事件ですね。

裁判員経験者 3：そうです。親と子の関係，奥さんとの夫婦の関係ということで，考え方も，それぞれの立場も理解できる事案だったと思います。

司会者：配られた冒頭陳述メモを見ますと，検察官も弁護士もA4で，1枚程度でまとめてあります。争いのない事件ですと，この程度であれば審理をする上でガイドラインとして十分でしたか。もう少しここは詳しく最初に知らせてくれた方が，証拠を見聞きするときに役立ったとか，そのような御感想は何か持ちましたか。

裁判員経験者 3：分かりやすい事案だったので，もっと細かく教えてもらえたらということはありませんでした。事実が時系列で書かれていたので理解しやすく，突拍子もない事案ではなかったので，A4の用紙でも理解できたと思います。

裁判員経験者 4：私も，分かりやすかったです。私が担当した事件も，余り重い事件ではなかったので，冒頭陳述メモを見て理解できました。

司会者：これから審理するに当たって，事件の概要がつかめたということですか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：4番の方の担当された事件も，A4で，検察官，弁護士，それぞれ1枚ずつの冒頭陳述メモでしたね。

裁判員経験者 4：はい。

裁判員経験者 5：私たちが担当した事件は，冒頭陳述メモについては検察官の方

が非常に分かりやすかったです。まとめられていて、図説もあって、色刷りもして。一方、弁護人の方は、とにかく分かりにくい資料で、冗長に、ただただ文章が書かれているだけでした。この分かりやすさと分かりにくさの差が結構あるので、これを同程度ぐらいの内容にしなければ問題があるのではないかと思いました。

司会者：確かに検察官の冒頭陳述メモはイラストを使ったり、箇条書きでまとめたり、ぱっと見て分かるようになっていますが、弁護人のメモはずらっと書いてあるので、頭にすっと入ってこなかったということですね。

裁判員経験者 5：ちょっと難しかったです。

裁判員経験者 6：5番の方と同じで、私も冒頭陳述メモは検察官の方が分かりやすかったので、どうしてもひいきして見てしまいます。弁護人の方は、分かりにくいですね。

裁判員経験者 7：私の場合は、資料はすごく見やすく、概要としては分かりやすかったです。ただ、後から書き足す部分がすごくありました。

司会者：それは検察官の冒頭陳述メモでしょうか。それとも弁護人の方でしょうか。それとも双方でしょうか。

裁判員経験者 7：検察官の話は分かりやすく、資料も見やすかったので、検察官の方に書き足す形でした。

司会者：検察官がA3で、1枚のイラストつきのカラーで、弁護人はA4で、1枚ですね。

裁判員経験者 7：はい。

岩崎検察官：検察官でも、いろいろな方針の人がいますが、私が気を付けているのは、できるだけ冒頭陳述メモに情報を載せ過ぎないようにするという事です。図を使うのが分かりやすいとおっしゃっていただきましたが、その情報量として、皆様が接された冒頭陳述メモが、最初に見たときに、頭にこれくらいの量なら入るとか、多過ぎたとか、その感想をお聞きしたいです。

裁判員経験者 7：情報量としては適切だと思います。無理なく見られますし、今

見ても、ざっくりですが思い出すことができます。

司会者：7番の方の事件では、争いのある部分についてある程度の量があつて、争いのない部分は簡略にしている冒頭陳述メモですね。

裁判員経験者7：はい。

司会者：メリハリのついた情報量であれば、この程度で十分だということですか。

裁判員経験者7：はい。

裁判員経験者6：情報量としては、良いと思います。

司会者：かなり重たい事件で、争点もありましたが、1枚にまとまった程度の量であれば、ぱっと頭の中に入ってくるということですか。

裁判員経験者6：A3で、1枚くらいなら、入ってくると思います。

裁判員経験者5：ちょうどいい量だと思います。初めに、図で登場人物の関係性が出されており、その下に日付と何々があったということが箇条書きにされているので、分かりやすかったですし、このくらいの情報量ならちゃんと入ってきます。

司会者：5番の方、6番の方の冒頭陳述メモは、最初に人物関係があつて、その後、基本的に争いのない事実の時系列が書いてあり、検察官が立証しようとする事実が箇条書きで書いてあります。この点に注目してほしいということを示す冒頭陳述メモだった、ということですね。

裁判員経験者4：私も情報量はこれで十分良かったと思います。

裁判員経験者3：検察官の方は、色を変えたり、大きさも微妙に変えたりして、簡潔ですごく分かりやすいです。弁護人の方も、空白もあるので読みやすいのですが、どうしても目が行くのは検察官の方の資料です。

裁判員経験者2：10年間にわたって同じ犯人が同じ事件を起こしてきた事案ですが、一覧表にされていたのは分かりやすかったと思います。

司会者：2番の方の担当された事件については、弁護人の冒頭陳述メモは、細かい事件の内容が最初から添付されていたと思いますが、これ見て、事件の概要

は頭に入りましたか。

裁判員経験者 2：今まで捕まらなかったのかということに目が行ってしまいました。が、分かりやすいとは思いました。

裁判員経験者 1：情報量はこれでいいのではないかと思います。

知花弁護士：裁判員裁判について弁護士として勉強会を行うときに、冒頭陳述メモをどのタイミングで出すかというところは意見が割れたり、弁護士によっていろいろやり方があります。分かりやすい方法を検討していく必要があると思います。

司会者：次に、審理の中心となる証拠調べに入りたいと思います。皆様が法廷で目にした証拠の内容は、その場で理解できるような分かりやすいものだったでしょうか。証人尋問や被告人質問を聞いて、その尋問はよく分からない、何のために聞いているのだろうといった感想をお持ちになったことがあるのではないかと思います。また、証拠が多過ぎるとか、逆に証拠の内容や量が不十分だと感じた方はいらっしゃいますでしょうか。そういった点を踏まえて、証拠調べが皆様にとって分かりやすいものであったかどうか、感想を伺いたと思います。

6番の方の事件は、亡くなった方の解剖を担当されたお医者さんと、子供さんの救命に当たった救急隊員の方と、子供さんの精神状態を調べたお医者さんの3人の専門家に聞いた上、さらに複数人の証人に聞くという、証人尋問が非常に多かった事件だと思います。証拠調べは分かりやすいものだったでしょうか。

裁判員経験者 6：内容は分かりやすかったのですが、できればもっと早くやっていたら、もっと詳しく聞けたのではないかと、というのが私の意見です。

司会者：記憶の新しいうちに、もっときちんとしたことを聞いたかったということですか。

裁判員経験者 6：そうです。1年、2年前のことは、もう私はあまり覚えていないので、証人の方も1年、2年前のことを思い出しながら話すのは大変だと思います。

います。もう少し早い時期に聞きたかったと思いました。

裁判員経験者 4：私の担当した事件も、事件があったのが平成26年で、4年になるので、加害者も分かりませんか、覚えていませんという内容でした。もう少し早くなんとかならなかったのかなと思いました。

司会者：7番の方の担当された事件も、1年以上前の話を証人から聞いたのですね。

裁判員経験者 7：はい。そうです。証人の方の発言も、「だったと思います。」というのが多かったので、それを信じていいのか迷いました。

司会者：証人というのは被害者の方ですか、それとも、主犯の方ですか。

裁判員経験者 7：主犯もそうですし、被害者の方もです。

司会者：両方とも記憶が曖昧になっている部分が見受けられたのですか。

裁判員経験者 7：食い違うところもありました。

司会者：5番の方が担当された事件では、奥さんを解剖されたお医者さんを証人として尋問するときに、人体の骨格模型を法廷に持ち込み実際にどういうふう
に包丁が刺さったのかを、その骨格模型を用いて証人に示していただきました。それをカメラに映して、手元のモニターに拡大して示して証人尋問を行ったことは、1つの工夫だと思います。分かりやすいものだったでしょうか。

裁判員経験者 5：話だけを聞くよりは、モニターがあって、実際に見るのはやはり分かりやすかったです。専門的なことは分からないですが、こういう行為があったのだなということは分かりやすかったです。

司会者：良い工夫だったということでしょうか。

裁判員経験者 5：はい。良かったと思います。

岩崎検察官：内容とは少し違うかもしれませんが、裁判員の方が証人尋問で質問していただく場面で、質問して良かったとか、質問しづらかったという感想をお聞きできればと思います。

裁判員経験者 3：証人の方は、息子さんだったのですが、皆さんがいる中で話しづらいのではないかと感じて、正直、ためらう部分もありました。

司会者：そのとき、裁判長に、どんなことを聞きたいか事前に相談されませんでしたか。

裁判員経験者 3：事前に相談しなかったです。

裁判員経験者 4：私は、質問するとき、どう質問すれば良いか、事前に裁判長に相談して、手を挙げて質問させてもらいました。質問して、気分的にすっとする部分もあったので、良かったと思います。

裁判員経験者 7：私も、事前にどういう質問をするのかを裁判長に相談したので、その点では安心して質問ができました。

裁判員経験者 6：私は補充裁判員だったので直接質問はできませんでしたが、代わりに、裁判官の方が質問してくれました。ですので、気兼ねなく質問できたと思います。

司会者：裁判員等経験者のアンケート結果を見ると、検察官は一生懸命に証人尋問を頑張っているという意見が多いのですが、弁護人の尋問、質問についてはよく分からないという回答があります。検察官のやっていることはよく分かるけれど、弁護人の方は、この質問で何を聞いているのか分からないというようなことを感じた方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者 7：力の入り方が全く違うという印象がありました。弁護人は本当に守る気があるのかなと思う瞬間もありました。

裁判員経験者 6：弁護人の方は、基本的によく分かりませんでした。なぜそれを聞くのだらうと思うことがよくありました。

裁判員経験者 5：弁護人のキャラクターだと思うのですが、しゃべり方が明瞭ではなくて、分かりにくかったです。

裁判員経験者 3：今振り返ってみれば、検察官の方がはっきりされていて、弁護人の方は分かりづらいという感じがしました。

司会者：どの辺りが分かりづらいと感じましたか。

裁判員経験者 3：内容ではなく、話し方です。その人のキャラクターですが、しゃべり方ももごもごという感じに聞こえたりしました。

話している内容は的確なのかもしれませんが、それがこちらに響いてこない。もう少しはっきり言われたら、分かりやすいし、弁護しているというのが感じられたと思います。

裁判員経験者 1：私は、検察官の専門用語が多かったので、ちょっと難しいという印象があります。

司会者：ありがとうございました。次の話題に移ります。審理を経るに当たって、検察官は論告、弁護人は弁論として、それぞれが最終的な意見を述べたと思います。また、冒頭陳述と同じようにメモの配付もあったと思います。これらの意見やメモの内容は、ずっと頭に入るものだったのでしょうか。

裁判員経験者 4：分かりやすかったです。

司会者：検察官と弁護人双方でしょうか。

裁判員経験者 4：検察官の方が分かりやすかったと思います。

司会者：検察官の方が書面もカラフルで、枠組みがありますね。

裁判員経験者 4：はい。読みやすいですし、文字が目にと入りました。

司会者：弁護人の方も、黄色などの色を使っていますね。これはどうですか。

裁判員経験者 4：やはり検察側の方が内容的には分かりやすかったです。

司会者：きちっと目に飛び込んでくるし、内容も分かりやすかったということですか。

裁判員経験者 4：はい。

裁判員経験者 3：私の場合は、どちらも同じくらいです。色使いは違いますが、そんなに遜色ないと思いました。

裁判員経験者 2：検察官の論告は分かりやすかったと思いました。ちゃんとカラーに分けてあったので、見やすかったと思います。

司会者：検察官の論告は、他の方たちと同じように色刷りで、いろんな図式が書いてあったので分かりやすかったのですね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：それに対して、弁護人のメモはどうでしょうか。文字だけで、べたっと

書いてありますね。

裁判員経験者 2：そうですね。検察官の方がカラーの参考書のようになっていて、見やすく分かりやすかったのですが、弁護人の方は、全部白黒だったのでちょっと不利じゃないかなと思いました。でも、一覧表などがついていて、よく分かりました。

司会者：弁護人のメモは、もう少し書き方があるだろうということでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。内容を読んで判断を下すということから考えると、読みやすく、分かりやすいことも大事じゃないかと思います。

司会者：見た目が分かりやすい方が良いということでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：検察官の方だと、今議論しているのは赤で囲っている部分だとか、青で囲っている部分だとか、とメリハリがついていますね。

裁判員経験者 2：はい。弁護人の方は白黒でも、1、2、3と点も打ってあるのですが、少し分かりにくかったです。

司会者：べた打ちだと、今どこだろうというのがすぐ見て分からないということですね。

裁判員経験者 2：はい。

裁判員経験者 1：私も、ほとんど同じ意見です。

裁判員経験者 7：私も、検察官の方ばかり見て、弁護人のメモは1回さっと読んで終わったという感じです。

司会者：やはり見た目というのも大事なのではないでしょうか。

裁判員経験者 7：はい。大事ですね。

裁判員経験者 6：私は、検察官も弁護人もA3用紙2枚にびっしり書いていたので、長いと思いました。それでも、まだ検察官の方が見やすいと思います。第一印象は大事ですので。弁護人の方は、字が小さいので、ちょっと読みづらいという印象です。

裁判員経験者 5：やはり検察官の方が分かりやすいです。検察官も少し分量が多

いなとは思いますが、最後に、これこれこうだからと、まとめられていて、このような求刑にするというのもよく分かります。弁護人は、冒頭陳述メモよりもさらに量が増えているので、より分かりにくくなって、少し難しかったです。

裁判員経験者 3：見た感じ、検察官の方が分かりやすいのですが、赤が多くて、色使いがきつく感じました。弁護人の方は、赤もほどほどで、目が安らぐ気がしました。

司会者：黄色と赤と黒のコントラストが、少し映え過ぎたということですか。

裁判員経験者 3：少しきついと思います。

岩崎検察官：今3番の方がおっしゃったことは、私もごもつともだと思います。

私も目に優しいメモというのを、1つのテーマにして、緑などを使うことと赤は使い過ぎないことを意識しています。

知花弁護士：皆様の御指摘はごもつともで、私自身から見ても、今回のどの事件も弁護人のメモは分かりづらいと感じました。我々も研修の中ではビジュアルを大事にしようということは言っていて、私自身も、そこに気を遣ってやっています。私から皆様にお聞きしたいのは、冒頭陳述メモや、論告メモに、裁判員の方がメモを取るスペースを作っておいた方が良いのかどうかということです。例えば、冒頭陳述や論告を聞きながら、メモを取る必要性を感じたでしょうか。

裁判員経験者 7：検察官のメモは簡単な事実の時系列を左に書いて、その横にメモを書けるような紙を配っていただいたので、すごく書きやすく、皆さんも使っていました。

司会者：他にそういった感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

一同：・・・。

(休憩)

司会者：それでは、次のテーマに移ります。裁判員裁判に参加するに当たっての負担及び改善点について御意見を伺いたいと思います。皆様に思い出していた

だきたいのですが、裁判員の名簿に載りましたという案内が11月頃に届いたと思います。そして、半年以上が経って忘れた頃に、この事件の裁判員候補者になりましたので、裁判所に来てくださいという連絡があったかと思います。そこには具体的な日付が書いてあり、裁判員に選任された場合にはこれらの日程に裁判に参加していただきます、ということになっていたと思います。皆様の審理、評議の期間を確認しますと、短い方で3日、長い方ですと、約2週間にわたっています。参加するに当たって、日程を調整するのに御苦労されたのではないかと思います。そこで、どのように日程を調整されたのか、その際、どのような御負担、御苦労があったのかについて教えていただきたいと思います。また、こういった点を工夫すれば、もっと参加しやすくなるのではないかなというようなことがありましたら、ぜひ御意見をおっしゃってください。

裁判員経験者1：私の場合は、年金生活でしたので、特に都合の悪いことはなかったです。

司会者：1番の方と2番の方が担当されたのは審理、評議で8日間の予定の事件だったと思います。

裁判員経験者2：候補に挙がったという連絡をいただいたときに、少しびっくりして、私でもいいのかなと思いました。そして、半年ぐらい経ってから、案内をいただいて、少し興味もあったので、参加させていただきました。

司会者：11月頃に最高裁判所から文書が来て、びっくりされたのですね。

裁判員経験者2：はい。びっくりしました。随分分厚いものが来たので、何かだまされているのかとか、何か知らずに悪いことをして書類が来たのかなと思いました。2、3日開けないで置いていたのですが、やはり開けないと分からないので開けました。そして半年以上経ってから、実際に連絡があり、結局、補充裁判員という形だったのですが、参加させていただいて良かったと思います。すごく丁寧に審理されていて良い経験をさせていただいたと思います。

司会者：8日間の審理、評議でしたが、日常生活に影響はあったでしょうか。

裁判員経験者2：今はもう専業主婦ですので、特にありません。

司会者：御家族の方に御協力していただけたということですか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：3番の方は、4日間の審理，評議でしたね。

裁判員経験者 3：はい。4日間だったのですが，特に用事があるという訳ではなかったのですが，参加できるとは思っていませんでした。しかし，実の兄が入院していたので，もし，選ばれたとしても欠席するようなことにならないかという心配がありました。

司会者：4日程度であれば，日程調整はついたということでしょうか。

裁判員経験者 3：そうですね。お仕事をされている方とかそれぞれ違いはあると思いますが，一度こういう経験をされたら良いのではないかということは，周りにも伝えていきます。

司会者：そういった体験談は，ぜひとも周りの方にお伝えください。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：4番の方の事件は，最短の3日ですね。

裁判員経験者 4：私も専業主婦なので，問題なく参加できました。

司会者：御家族への負担などは，ありませんでしたか。

裁判員経験者 4：息子も皆独立して，私1人なので，大丈夫でした。でも，仕事をしている方は大変な様子で，国の仕事だからと頑張って来ている人もいました。私も参加して，良い経験をしたので，周りの人に，もし当たったら，経験した方がいいよと言っています。

司会者：ありがとうございます。

5番の方は，約2週間という審理日程で，かなり日程調整で御苦労されたのではないかと思います。いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 5：私は幸い，都合がつく立場でしたので，全く問題なかったです。他の方が2週間だったら大変だろうなと思います。

裁判員経験者 6：2週間の裁判でしたら，裁判員に選ばれてから，裁判が始まるまでに2，3か月くらい欲しいです。会社員ですので，仕事を抜けるとなると

補充をお願いしないといけないため、できればもう少し期間が欲しいと思います。

司会者：裁判員として選ばれてから、実際に裁判が始まるまでに、日程を調整する期間が欲しいということですか。

裁判員経験者 6：はい。1週間くらいの裁判でしたら、まだ何とか都合をつけられそうですが、2週間は長いので、私のような会社員は、できれば2、3か月くらい欲しいというのが本音です。

司会者：今回、参加していただくに当たって、具体的にどのような御負担があったのでしょうか。

裁判員経験者 6：今回はたまたま会社が暇な時期だったため、参加できました。そうでなければ、2週間は厳しかったというのが本音です。

裁判員経験者 7：私は自分の実家が近かったので、一番下の子供も見てもらえたのですが、託児施設があったら、もっと参加できる方がいるのではないかと思います。それから、小学生の子供もいるので、下校時間と少し重なってしまいます。これが例えば3時半に終わるのなら、小学生をお持ちの方ももっと参加しやすいと思います。私たちの世代は参加しにくいのではないかと感じました。預けられる場所がない方や、小学生も4時くらいまででしたら、1人で待てるお子さんもいると思いますが、暗くなる時間は1人で置いておけないので、5時というのは難しいです。私は何とかなったのですが、ならない方もたくさんいるのではないかと思います。

司会者：子育て世代にとっては、お子さんとの兼ね合いがなかなか難しいでしょうね。

その他、裁判所がこういった点に気を遣ってくれたら、もっと参加しやすくなるだろうなというようなアイデアがある方は教えていただきたいと思います。

裁判員経験者 2：私が裁判員裁判に参加する前の話ですが、裁判所から選任手続き日のお知らせが送られてきたけれど、すぐに辞退を希望したということをお話

されている方がいました。理由は聞かなかったのですが、もしかしたら、選ばれて嬉しいけれども、やはり参加するのは少し負担に感じるということで辞退されている方もいらっしゃるのかもしれませんが。

司会者：参加するということについて、やはりハードルが高いというか、参加したくないなという思いがあるのでしょうか。

裁判員経験者 4：私はやりたくはなかったのですが、一生懸命頑張りました。ドラマで裁判の様子を見ていたので、1回はやってみたいというのもあったのですが、実際自分に裁判所から通知が来てみたら、やはり無理だと感じました。でも、今は参加して良かったと思います。

司会者：最初に無理だと感じたというのは、どういった点で無理だと思われたのでしょうか。

裁判員経験者 4：自分が人を裁くというか、意見を出して、そういうことをしてもいいのかというのもありましたし、どういう事件か全く分からず、裁判所へ来て初めて事件の内容が分かったので、それまで不安で仕方がなかったです。

裁判員経験者 3：やはりどういう事案が自分に当たるのかというのが一番怖かったです。殺人事件かもしれないと思うと、刃物や血など、自分なりのイメージを持ってしまって、そういう証拠を見せられたときに、その後ずっとその光景を思い出すのではないかとか、見たくないという気持ちがありました。やはり裁判員裁判の事案が分かるまでは、自分から進んでなりたいとは思わなかったです。でも、いろんな意見を聞くという制度の趣旨はすごく良いと思いました。ですので、選ばれたら参加したいと思っていました。

司会者：刺激的な証拠、御遺体や血のついた包丁など、やはりそういうものは見たくない、そういった点でも、どのような事件が当たるのか分からないので、不安だったということでしょうか。

裁判員経験者 3：はい。

裁判員経験者 2：私の場合は、裁判員等に欠員が出たため開かれた選任手続期日で、すぐに来て下さいというものでした。通知を受け取ってから、裁判所へ行

くまでに余り日がなかったのが不安でした。

司会者：5番の方，6番の方は書面が来た段階で，2週間という審理日程だということが分かるわけですね。それを見て何か思われましたか。

裁判員経験者5：2週間が長いということ自体も知らなかったもので，その辺りは平気でした。ニュースを見ていたら，200日というのもあるので。

裁判員経験者6：私も2週間が長いのか短いのかよく分からなかったもので，2週間だなと思ったくらいです。少し話が戻りますが，普通のサラリーマンは，土日が休みなので，土日に裁判を行った方が休みやすいと思いました。

司会者：平日だけではなく，土日も日程に含めた方が参加しやすいのではないかとということでしょうか。

裁判員経験者6：はい。

裁判員経験者7：私もそれはすごく思いました。土日なら，主人に子供を見てもらえるので。全部平日というのは，やはり預ける側としても大変でした。

司会者：そうですね。そのあたりも含めて，日程や期間を考えていかなければいけないのかもしれませんが。

最後に，守秘義務等について御意見を伺いたいと思います。皆様には，評議の内容等についての守秘義務があると説明いたしました。そして，それは裁判員の仕事をしている間だけではなく，終わってからも続きますという説明を裁判長などから受けたと思います。皆様が生活をしていく中で，守秘義務等のことで何か御負担や苦勞した点がありましたら，感想程度で結構ですので，一言お聞かせいただけたらと思います。

裁判員経験者3：裁判員制度に関しての守秘義務というのは，特に負担に感じません。当然かなと思いました。

裁判員経験者4：私の場合も，重大な事件ではなかったもので，負担に感じるようなことはなかったです。

裁判員経験者5：初めに，公判に出たことは話してもいいという明確な基準をいただいたので，特に問題はなかったです。

裁判員経験者 6：私が担当した事件もインターネット等で調べたところ、普通にフルネームが出ていたので、困ることはありませんでした。

裁判員経験者 7：私も、何も困ることはありませんでした。

裁判員経験者 1：私も、特に困ることはなかったです。

司会者：それでは、参加の法曹三者から、一言感想等をいただきたいと思います。

岩崎検察官：裁判員制度について、まず市民の方々に非常に感謝しております。公判の場に立って冒頭陳述、証拠調べ、論告で、皆様の顔を拝見していると、とても真剣に裁判に向き合ってくださっているのを感じます。刑事手続に対しての皆様の真摯な態度を感じて、非常に心強いといえますか、検事としてもしっかり仕事をしていかなければならないということを感じますし、逆にプロではない方々がここまで真剣に考えてくださっているということに、いつも非常に感動を覚えております。今後とも、裁判員制度に参加される場合には、御協力をいただければと思います。ありがとうございます。

知花弁護士：いろいろな意見を聞けて、すごく良かったです。弁護士の立場からですと、耳が痛いことをたくさん伺った気がするのですが、私自身の反省とともに、持ち帰って、弁護士同士の学習会や研修等に反映をさせて、より分かりやすい裁判員裁判を弁護人の立場からも進めていけるように一層頑張っていきたいと思います。いろいろな御意見をいただき、ありがとうございました。

櫻井裁判官：幅広い立場の方からいろいろな意見をいただくという制度上、日程の都合がつきにくい方にも参加していただけるような活動を、裁判所としても、これからも考えて実践していくべきということを改めて思いました。本日は忌憚のない御意見をありがとうございました。

司会者：それでは、報道関係者からの代表質問に移ります。報道関係者の方からは、法曹三者とのこうした意見交換会に参加したことについて意義をどう感じたか教えてくださいという質問が出ております。

今回の意見交換会についての御感想はいかがですか。

裁判員経験者 2：一般の、専門家ではない私達の感じた意見を取り入れていただく機会があって、私は良かったと思います。

裁判員経験者 3：自分の事案の資料しか手元にないので、他の裁判員経験者の方が、2週間も裁判員をされた話などを聞き、大変だったことや、検察官の書面の方が見やすいとか、弁護人の書面が長々と書かれていて分かりづらかったのだなということが、今回、話の中で分かりました。

司会者：それぞれ参加された事件が違うものですから、なかなか共通の事項が少なかったかもしれませんね。

それでは、次の代表質問に入ります。裁判員の評議に参加したことで、いわゆる事件報道への見方が変わったことはありますか。あれば具体的に御紹介いただけたらと思います。

裁判員経験者 7：裁判員裁判に参加するまでは、ニュースを見ていても、少ししか流れないような小さい事件は余り気にとめていなかったのですが、実際、裁判員になってみて、事件に小さいも大きいもないなと感じるようになりました。

裁判員経験者 3：それぞれのマスコミの方がどういう見方で報道しておられるのか分かりませんが、新聞には判決結果が小さく載っているだけというのが、見る側の立場からは、少し報道が少ないかなと思います。事件が多いので、全部は載せられないのでしようが、小さいことでも、こういうふうに解決されましたとか、犯人は見つかりましたという結果も、新聞なりマスコミに取り上げてもらえると嬉しいと思います。

裁判員経験者 5：評議に参加したことで、これまでは全く興味がなかった事件報道と裁判の報道をよく見るようになりました。見方についても、世論は大体、刑罰が軽いという意見が多いかと思いますが、そうじゃないんだよというのが分かるようになりました。

司会者：他に、意見はありますか。また、報道関係者からの質問はありますか。

一同：・・・・。

司会者：本日は、皆様の貴重な御意見，御感想をいただきまして，大変勉強になりました。本日の皆様の御意見を踏まえて，私ども法曹は，裁判員裁判が国民の皆様にとって分かりやすく参加しやすいものになるよう，さらなる工夫，配慮をしていかなければならないと思いました。本日は，貴重なお時間をいただきまして，本当にありがとうございました。御礼申し上げます。

以 上